

1. DDP条件により輸入する貨物の課税価格



【照会要旨】

当社（買手）は、DDP（関税込持込渡）条件で売手から衣類を購入（輸入）します。当社は、売手がこの貨物の関税と消費税を支払い、輸入許可を受けた後、当社の倉庫まで運送し、関税、消費税、倉庫までの運賃等を含む仕入書価格を売手に支払うことに合意しました。

今般、当社の発注により貨物が本邦に到着しましたが、この輸入貨物の課税価格は、仕入書価格を現実支払価格として計算するのですか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が売手に支払う仕入書価格には、この貨物の関税、消費税、輸入港から貴社の倉庫までの運賃等が含まれていますので、それらの費用の額を明らかにすることができる場合、仕入書価格からそれらの費用の額を控除した価格を現実支払価格として計算することとなります。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物の取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

ただし、「輸入貨物の輸入港到着後の運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用」は、その額を明らかにすることができる場合、現実支払価格に含まれませんが、できない場合には、その費用の額を含む総額が現実支払価格となります。

また、「本邦において当該輸入貨物に課される関税その他の公課」も、その額を明らかにすることができる場合、現実支払価格に含まれず、通常、その額を明らかにすることができることから、現実支払価格に含まれないこととなります。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項

関税定率法施行令第1条の4第2号、第3号

関税定率法基本通達4-2(3)ホ

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）